

市議会のしくみ



糸満市議会

■ 市議会とは

- 学校、公民館 ○市道の整備 ○交通弱者対策 ○定期健診
- ゴミの収集 ○水道水の供給 ○福祉サービス ○消防など



このような市民の
生活に一番身近な仕
事をしているところ



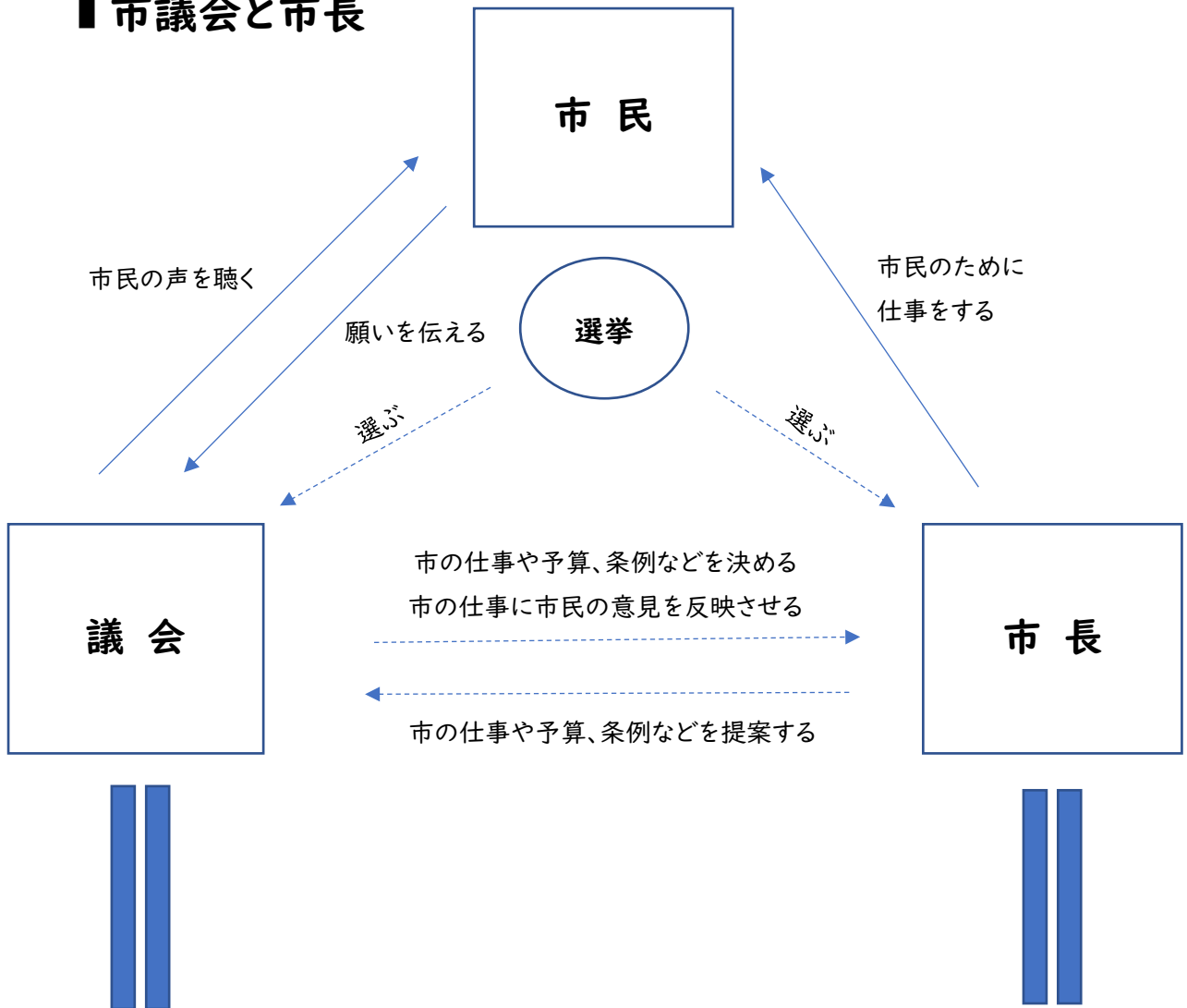
糸満市役所

こうした身近な仕事は、そこに住んでいる市民の皆さんが、自分たちで考え、自分たちで行う必要があります。これを「地方自治」といいます。

しかし、市民全員が 1 か所に集まって話し合いをすることはできないので、選挙で市民の代表の人を選び、その代表の人が集まって、市の計画や税金などのお金の使い方（予算）や市のきまり（条例）などを話し合って決めています。

こうした話し合いで市の意思を決めるところが「**市議会**」です。

■ 市議会と市長



議決機関

市民の代表として選ばれた市議会議員は、市議会で市民の皆さんに代わって市の大切な仕事を話し合って決めています。

このことを「**議決**」といいます。

執行機関

市の仕事を行う代表者として市民の皆さんから選ばれた市長は、実際に市の仕事を行っています。

このことを「**執行**」といいます。

◆市議会議員＝糸満市に住んでいる市民の中から選挙で選ばれた代表
の人たち。

糸満市議会議員の人数は、
21人です。これは、市のきまり
(条例)で決められています。

選挙で選ばれると、**4年間**、



市議会議員として活動できます。

市民が市議会議員を選ぶことができるのは、**満18才**からです。

また、市議会議員になれるのは、**満25才**からです。

◆議長・副議長

議長は、議会の代表として議場で行われる話し合いを進め、整理したり、
まとめたりします。

副議長は、議長が病気などでいないときに、代わりに議長の仕事をします。



◆定例会と臨時会

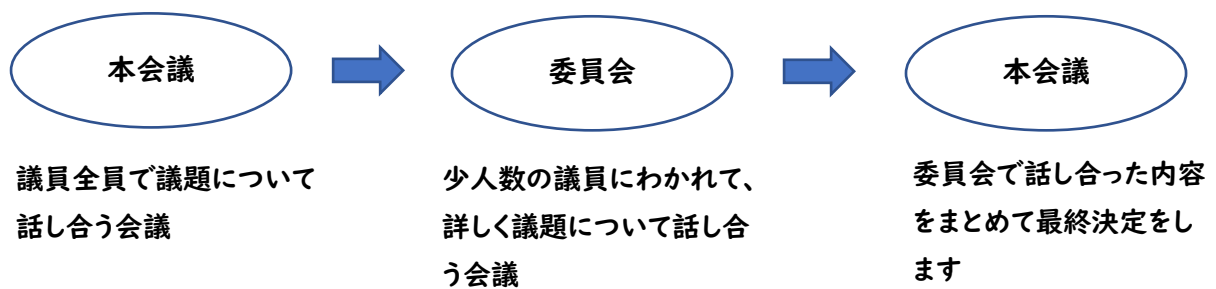
市議会には定例会と臨時会の
2種類があります。



定例会・・・**年4回**(3月、6月、9月、12月)

臨時会・・・必要なときに開かれます。

市議会には(定例会/臨時会)には、本会議と委員会があります。



本会議場 傍聴席

◆委員会の種類

糸満市では、次の 3 つの委員会があります。

「**常任委員会**」=いつも置かれている委員会

「**議会運営委員会**」=議会の運営を行うための委員会

「**特別委員会**」=必要があるときにつくる委員会



全員協議会室

(特別委員会や議会運営委員会が開催される)

◆糸満市の常任委員会

- ・総務委員会(7人)・・・財政、税金、教育、消防など
- ・民生委員会(7人)・・・保育、環境、保健衛生など
- ・経済建設委員会(7人)・・・道路、公園、市営住宅、水産、農業、観光など



常任委員会室

■ 市議会のしごと

市議会とは、市民の代表として次のような仕事をしています。

◆議決

市長や議員から提案された議題（議案）を話し合い、市としての意思を決めます。

市議会の議決の主なもの

1. 条例を新しくつくること、改めること、廃止すること。
2. 市が大切な仕事をするためのお金（予算）を決めること。
3. その予算が正しく使われたかどうか調べて認めること。
4. 市の税金や使用料、手数料に関係すること。
5. お金が１億５千万円以上の工事をすることや２千万円以上の財産を売ったり買ったりすること。
6. その他、法律や条例などで市議会の権限とされていること。

◆選挙・選任の同意

議長や副議長、選挙管理委員などを選挙で選んだり、市長が副市長、教育委員、監査委員を選ぶ（選任）するときに、賛成するかどうかを決めたりします。



◆市の仕事のチェック

市の仕事が、正しく運営されているかを調査したり、報告を求めたり、市の事務の進み具合やお金の出し入れ（出納）の検査をすることができます。

◆意見書の提出

市民の暮らしに関する身近な問題でも、それが国や沖縄県などの仕事であるため、市の力だけでは解決できないことがあります。このような場合には、市議会の意見を法律で決められた「意見書」として国や沖縄県などに提出して、市民の希望が叶うよう求めています。

◆決議

いろいろな効果を期待して、市議会としての意見を発表します。

例) 飲酒運転根絶宣言決議、特別委員会設置に関する決議

恒久平和宣言決議